

令和5 年度 特別区民税・都民税申告書
(特定配当等・特定株式等譲渡所得の課税方式選択申出書)



葛飾区長あて		年	月	日提出	宛名番号
1月1日現在の住所	葛飾区	電話番号			
現住所	1月1日と同じ方は記入不要	個人番号			
フリガナ		生年月日			
氏名		明・大・昭・平・令 年 月 日			

確定申告データ フ・ト・併	税務課記入欄	拒	亡	不
		忘	身	
		受付		
/	入力		照合	
/	保守		照合	

特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得(上場株式等の配当所得・譲渡所得等のうち住民税が特別徴収される特定口座を利用しているもの)については、所得税とは異なる課税方式により個人住民税を課税することができます。
裏面の注意事項を確認し、申告者様の判断の下、「申告不要・総合課税・申告分離課税」を選択してください。

【必要な添付書類】

該当する年分の確定申告書(控)の写し及び特定口座年間取引報告書等の写し

- ※ 特定口座年間取引報告書等を税務署に提出済で手元にない場合は以下に☑をつけてください。
- 特定口座年間取引報告書等は、確定申告のため税務署に提出済

1 令和4年分の確定申告をした(する)上場株式等の配当所得・譲渡所得等

確定申告した(する)上場株式等の所得		配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

2 所得税で申告した上場株式等に係る配当所得及び上場株式等の譲渡所得の課税方法について、住民税では次のとおり選択します(該当する項目に☑してください)。

- すべて申告不要(申告しないこと)を選択します。
- 住民税においては、以下の内訳のとおり申告します。

	住民税の課税方式	所得額	配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額
上場株式等の配当所得等	申告不要	円	円
	総合課税	円	円
	申告分離課税	円	円
上場株式等の譲渡所得	申告不要	円	円
	申告分離課税	円	円

3 上場株式等に係る譲渡損失の金額(繰越控除額)について

申告不要とした所得等があり、所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は、次の表に必ず住民税の繰越損失額等を記入してください。なお、申告不要とした損失は翌年度以降に繰り越すことはできませんのでご注意ください。

譲渡損失の生じた年(年度)	前年度分から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年度分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年度分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
令和元分(令和2年度)	円	上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分 円 分離課税配当所得等金額から差し引く部分 円	前年の3年前の譲渡損失の金額を翌年度以後に繰り越すことはできません。
令和2年分(令和3年度)	円	上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分 円 分離課税配当所得等金額から差し引く部分 円	(ア) 円
令和3年分(令和4年度)	円	上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分 円 分離課税配当所得等金額から差し引く部分 円	(イ) 円
本年度の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額			(ウ) 円

課税方式選択申出書の提出についての注意事項

次の注意事項等を必ずご確認くださいの上でご申告ください。

<注意事項>

- 1 「特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得」とは、上場株式の配当所得・譲渡所得等のうち、住民税が特別徴収される特定口座を利用しているものをいいます。
- 2 原則として、**当該年度の申告期限(3月15日)までに**、この申告書を提出することが必要です。ただし、申告期限後であっても、納税通知書が送達される前まで(6月上旬頃)に提出されたものは有効です。該当する納税通知書がすでに送達されている場合は、この申告は無効となります。
- 3 対象となる特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得は、所得税15.315%(復興特別所得税分含む)と住民税5%の、合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているものです。所得税20.42%を源泉徴収されているものは、対象ではありません。
対象となる所得は、特定口座ごとに課税方式を選択できます(同一口座内の一部のみを申告不要とすることはできません)。
- 4 特定株式等譲渡所得の損失を申告する場合、同一口座内の配当所得も申告する必要があります。
- 5 住民税において申告不要を選択した特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得については、配当控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割控除の適用は受けられません。
- 6 上場株式等の譲渡所得のうち、源泉徴収(特別徴収)されない特定口座(簡易申告口座)及び一般口座での取引に係る所得については、申告不要とすることはできません。
- 7 特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得について、申告不要を選択したことにより、医療費控除等の一部所得控除において、所得税と住民税で控除額に差が生じる場合があります。
- 8 申告書の記載誤り、記載漏れ等があり、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。
- 9 申告不要とした損失がある場合、その損失は翌年度以後に繰り越すことはできません。**また確定申告書とは別に住民税で損失を繰り越す場合は、毎年この申告書の提出が必要となります。**
- 10 過去の年度において、特定配当等に関する申告が納税通知書の送達後であった場合や、損失の繰り越し控除が申告されていない年度がある場合は、この申告書とは異なる内容で賦課決定される可能性

<提出書類>

- 1 特別区民税・都民税申告書(特定配当等・特定株式等譲渡所得の課税方式選択申出書)
- 2 特定口座年間取引報告書、特定配当等の支払通知書等の写し(税務署に提出済で手元がない場合は、表面の【必要な添付書類】欄に☑をつけてください。)
- 3 確定申告書(控)及び添付書類の写し
- 4 身元確認書類(窓口提出の場合は原本提示、郵送提出の場合は写し)
- 5 番号確認書類(窓口提出の場合は原本提示、郵送提出の場合は写し)

<提出先>

〒124-8555

東京都葛飾区立石5丁目13番1号
葛飾区役所 税務課 課税係 宛

<問い合わせ先>

電話 03(5654)8550 【直通】
電話 03(3695)1111 【代表】